

(平成22年6月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月及び5年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月
② 平成5年2月

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について、未加入との回答を得た。申立期間①については、退職時A市役所から呼び出しがあり、妻が市役所に出向き加入手続を行って保険料を納付した。申立期間②については、妻が年金制度を知っていたので、A市役所へ出向き加入手続を行い、保険料を納付したはずなのに、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②とも、申立期間当時に妻がA市役所に出向き、加入手続を行って保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年8月ごろにA市で払い出されており、申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

また、申立期間①について、申立期間当時、申立人の保険料を納付したとする妻は、本来、申立人のオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格取得日の平成3年10月1日を自らの国民年金第3号被保険者資格取得日とすべきところ、同年9月24日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得していると誤認し、同日を自らの資格取得日として国民年金第3号被保険者の届出を行っている。仮に申立人が同年9月24日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した場合には、申立期間①は厚生年金保険の同月内得喪月に該当し、保険料を納付する必要が無いことから、当時、申立人の妻は申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行っていないも

のと思われる。

さらに、申立期間②については申立期間当時のオンライン記録では、申立人の妻は、国民年金第3号被保険者のままとされており、妻が申立人のみを国民年金第1号被保険者として加入手続きを行い、自らの国民年金を第3号被保険者のままとしておくのは不自然と考えられる。

なお、申立人の妻の申立期間①及び②に係るオンライン記録は、平成8年11月に国民年金第3号被保険者から未納に訂正されている。

加えて、申立期間に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は確認できないほか、申立人は、昭和63年9月29日にA市に住所を定めてから、現在までA市から住民票を異動しておらず、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情もみられない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から38年7月までの期間及び38年8月から39年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から38年7月まで
② 昭和38年8月から39年9月まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間①は未納、②は未加入との回答を得た。昭和36年4月から39年9月まで継続的に加入し、地域の集金人に保険料を納付していたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人の手帳記号番号は、昭和36年2月7日にA市において払い出され、同日に任意加入で被保険者資格を取得した後、38年8月1日に資格喪失の記録となっているが、納付記録は無く、これはオンライン記録とも一致している。

また、同名簿の検認記録欄には申立期間前の昭和36年4月から同年6月までの保険料の納付日は時効間際の38年7月22日と記録されているが、A市では国民年金の過年度保険料を集金したことは無いとしており、申立内容と符合しない。

申立期間②について、同名簿には、申立人は昭和38年8月1日に国民年金の被保険者資格を喪失後、国民年金の加入及び納付記録は無い上、申立人には39年10月ごろにA市において別の手帳記号番号が払い出されており、申立期間②について継続的に納付していたとすれば、39年10月に国民年金の加入手続を改めて行うことは不自然である。

さらに、申立人は、各申立期間とも国民年金保険料は地域の集金人を通じて納付していたと思うとしているところ、集金人の氏名、保険料の納付方法等についての記憶が定かでないほか、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月ごろから同年 9 月 1 日まで
② 昭和 41 年 12 月 22 日から 42 年 2 月ごろまで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、A社での厚生年金保険の記録が 41 年 9 月 1 日から同年 12 月 22 日までとなっていた。同社には 41 年 2 月ごろから 42 年 2 月ごろまで勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における被保険者期間は、昭和 41 年 9 月 1 日から同年 12 月 22 日までであり、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の厚生年金保険被保険者期間と一致する。

また、A社は、昭和 42 年 6 月*日に破産宣告を受けており、当時の事業主又は役員は死亡若しくは連絡が取れないため、申立人に係る人事記録、賃金台帳等の関係資料から申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、当時の同僚に照会したところ、A社では試用期間等は無く、勤務期間と厚生年金保険被保険者期間は一致していたとしているほか、申立人に関しては、勤務していたことを記憶している者は散見されるものの、申立期間に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和 41 年 12 月 26 日に健康保険証を返納した旨の記載があるほか、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 17 日から 52 年 7 月 21 日まで
昭和 50 年 6 月から 52 年 7 月まで、A 社（現在は、B 社 C 事業所。）に、電気部品の組立作業員として勤務した。51 年 7 月 17 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているのは納得できないので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社 C 事業所が保管する給与辞令発令簿（毎年 4 月 1 日時点のすべての従業員（正社員及び試用社員）の名簿）によると、申立人の氏名は、昭和 50 年 4 月 1 日及び 51 年 4 月 1 日時点では確認できるものの、申立期間中の 52 年 4 月 1 日時点では確認できない。

また、申立人の A 社に係る雇用保険の被保険者記録は、昭和 50 年 6 月 10 日取得、51 年 7 月 15 日離職と記録されており、厚生年金保険の被保険者記録と合致している。

さらに、B 社 C 事業所では、「申立期間当時の関係資料は、給与辞令発令簿のほかはすべて廃棄しており、経理担当者の氏名も不明である。」とされていることから、申立人の A 社における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

加えて、申立人が氏名を挙げた同僚は、「申立人とはほぼ同じ部署であったが、申立人が申立期間当時勤務していたかどうか覚えていない。」としており、申立人の A 社における勤務実態、厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 9 月 1 日まで
昭和 47 年 4 月から平成 17 年 10 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が、その直前月の 20 万円から 5 万円下がって 15 万円となっていることに納得できない。その当時は景気も良く、給料、残業手当等のカットも無かったと記憶しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その直前の期間と同額若しくはそれ以上の給与の支給を受けていたはずであり、標準報酬月額が大幅に下がっているのは事務処理上の間違いであるとしている。

しかし、申立人及び B 社が申立人と同じ部署に所属していたとして氏名を挙げた計 17 人のうち 4 人は申立期間当時の標準報酬月額が一時的に下がっており、当該 4 人のうち 2 人は、申立人と同じ班で勤務したとしている。

また、申立人が A 社で被保険者資格を取得した昭和 47 年 4 月から申立期間経過後の 56 年 12 月までの期間について調査したところ、上記 17 人のうち 2 人について申立人を上回る一時的な標準報酬月額の低下が確認できることから、申立人の申立期間の標準報酬月額のみが同僚と異なり大幅に引き下げられた状況は見当たらない。

さらに、申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間に係る標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録

とも一致しており、また、^{そきゅう}遡及して標準報酬月額^{の訂正が行われた形跡も無い。}

加えて、B社及びC健康保険組合に照会したが、保存期限経過により、当時の賃金台帳等の関係資料は廃棄されているほか、申立人も給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 31 日から 46 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A市役所に臨時的任用職員として勤務していたので、当該期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する申立人に係る臨時的任用職員雇用内申書により、申立期間のうち、昭和 46 年 2 月 2 日から同年 3 月 31 日までの間については、A市役所に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できるが、45 年 12 月 31 日から 46 年 2 月 1 日までの間は、同市に雇用記録は無く、当時の同僚も勤務期間は分からないとしており、勤務していたことを確認することができない。

また、A市に照会したところ、「臨時的任用職員の厚生年金保険への加入基準については、昭和 42 年 4 月 10 日付けで取扱要綱を定め、加入については法令の定めるところにより取り扱うこととしており、申立期間については、46 年 2 月 2 日から同年 3 月 31 日までの雇用で、2 か月を超えない雇用期間となっているため、保険加入対象外として取り扱っていたものと考えられる。」と回答している上、上記内申書で確認できる申立人と同時に採用された別の職員（雇用期間 46 年 2 月 2 日から同年 3 月 31 日）についても、申立人と同様に当該雇用期間に係る厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

さらに、申立期間当時、夫が加入していた健康保険組合に照会したところ、申立人は、昭和 46 年 2 月 1 日から夫が加入する健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、A 市役所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月から 19 年 1 月まで
昭和 14 年 10 月に A 社に入社し、17 年 7 月には B 社に派遣され、19 年 1 月に退職した。

このうち、労働者年金保険制度が発足した昭和 17 年 6 月から 19 年 1 月までは、保険料が給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の社史によると、A 社は、昭和 14 年に C 国にマグネシウム製造工場を建設していたところ、14 年 8 月 31 日、同社等が出資して B 社を設立し、16 年から B 社はこの工場の委譲を受けてマグネシウムを生産していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の前身である労働者年金保険への加入が開始されたのは、昭和 17 年 6 月 1 日であるが、労働者年金保険法の適用区域は「内地」である現在の日本国内であり、「外地」である C 国に設立されていた B 社については、労働者年金保険の適用は無い。

また、申立人が申立期間において A 社及び B 社に勤務していたか否かについて、A 社の後継会社である D 社は、「申立期間当時の人事関係資料は既に廃棄済みのため不明。」と回答しているほか、申立人が氏名を挙げた同僚も高齢のため供述を得られないことから、確認できない。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A 社は昭和 17 年 6 月 1 日から 22 年 7 月 17 日まで労働者年金保険（厚生年金保険）の適用事業所となっているものの、申立期間及びその前後の期間において、申立人及び申立人が挙げた同僚 1 人のほか、申立人から提出された

B社の社員名簿に掲載された 69 人のいずれの氏名も無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る労働者年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。